

草津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和6年12月26日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 井上 薫

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課
教育委員会	歴史文化財課 学校政策推進課 草津宿街道交流館

(2) 監査の時期 令和6年10月16日から令和6年11月21日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和5年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：子ども・若者政策課

重点項目
・児童健全育成事業費のうち病児・病後児保育運営費、子育て支援会議運営費および結婚新生活支援費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：幼児課

重点項目
・保育所・認定こども園運営費のうち、保育所・認定こども園健康管理費 ・幼稚園運営費のうち、認定こども園管理運営費および認定こども園給食事業費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：幼児施設課

重点項目
・保育振興事業費のうち小規模保育事業費 ・幼稚園教育振興費のうち民間幼稚園・認定こども園運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：歴史文化財課

重点項目
・開発関連遺跡調査費のうち宅地開発等関連遺跡発掘調査費 ・史跡草津宿本陣保存整備費のうち史跡草津宿本陣整備費 ・史跡芦浦観音寺跡保存整備費のうち史跡芦浦観音寺跡整備費および重要文化財整備助成費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：学校政策推進課

重点項目
・学力向上推進費のうち英語教育推進事業費 ・教育情報化推進費のうち学校 ICT 推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津宿街道交流館

重点項目
・史跡草津宿本陣管理運営費 ・草津宿街道交流館運営費
意見・指摘事項
特になし

2 工事監査

(1) 監査対象機関および監査の実施期日

監査対象機関：上下水道部 上下水道施設課

監 査 期 日：令和6年10月22日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、公益社団法人大阪技術振興協会にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見
<p>1. 工事概要</p> <p>(1)工 事 名 新低区配水池基幹管路更新工事</p> <p>(2)工事場所 草津市野路東三丁目他</p> <p>(3)請負業者 東洋ヘッジ株式会社 代表取締役 葉山 尚孝</p> <p>(4)契約金額 159,238,200円(税込)</p> <p>(5)工事期間 令和6年3月15日～令和7年1月31日</p> <p>(6)工事内容 配水管 仮設・本設工</p> <p>仮設管SUSφ250 L=454.8m</p> <p>仮設管SUSφ100 L=114.8m</p> <p>仮設管SUSφ80 L=11.4m</p> <p>本設管DGXφ400 L=42.36m</p> <p>本設管DGXφ300 L=1.49m</p> <p>本設管DGXφ250 L=6.42m</p> <p>本設管DGXφ200 L=276.44m</p> <p>本設管DGXφ150 L=2.5m</p> <p>本設管DGXφ100 L=93.73m</p> <p>本設管DGXφ75 L=10.73m</p> <p>本設空気弁φ25 N=2基</p> <p>本設減圧弁レジコンピット N=1基</p> <p>土工 N=1式</p>

撤去工 N=1式

(7)工事進捗状況 計画出来高43.0%、実施出来高42.0%
(令和6年8月31日現在)

2. 総評

10月22日午後から工事監査を実施した。その方法としては、予め関係図書の提示を受け、担当職員から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。

当該書面による監査の結果については、計画・設計・積算・契約・施工管理等の段階ごとに必要書類の整備状況および工事監理の状況を確認したところ、いずれも良好であった。現場における監査は、現地で担当職員等から工事概要の説明を受けた後、現場を確認しつつ質疑応答を行った。その結果についても、特に大きな課題は見受けられず、概ね良好な状況と判断できる。

(1)書類調査による監査結果

ア 積算について

積算は、主として、厚生労働省「水道事業実務必携（令和5年度）」、国土交通省「土木工事標準積算基準書（令和5年度）」、滋賀県土木交通部「滋賀県実施設計積算単価（令和6年1月）」等に基づき実施されていることを確認した。

積算に際して、単価・歩掛がない場合においては、業者見積りによる平均単価や特別調査をして決定している。数量計算書も概ね適切に整備されており、特に問題は見受けられなかった。

イ 入札・契約について

入札については、条件付き一般競争入札で行われ、10者の応募があり、その結果、東洋ヘッジ株式会社が落札した。入札後の諸手続については、速やかに手順を踏んで契約を締結し、その後、近隣説明や関係機関等の諸手続を行って工事着手に至っている。

ウ 施工管理について

本工事の施工に際しては、発注時の設計図書および特記仕様書を基本としている。当該特記仕様書において、本工事の施工は、下記の図書に準拠するものとしている。

(ア)滋賀県「一般土木工事等共通仕様書（令和3年1月）」（以下、「共通仕様書」）

(イ)滋賀県土木交通部「一般土木工事等共通仕様書付則（令和5年4月）」（以下、「付則」）

(ウ)国土交通省近畿地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値（案）（令和5年4月）」（以下、「管理基準」）

(エ)滋賀県土木交通部「一般土木工事等工事必携（令和5年3月一部改訂）」（以下、「工事必携」）

(オ)滋賀県土木交通部「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（令和5年3月一部改訂）」

また、その他、建設業法、建設工事公衆災害防止対策要綱、施工管理基準およ

び関係諸法令に従い、実施しなければならないと明記されている。

本工事の施工計画書は、同じく特記仕様書において、滋賀県土木交通部「土木工事関係書類作成マニュアル（令和5年4月）」によるとされていることから、工事概要および実施工程表から、順次、再生資源の利用の促進に至るまで、必須項目が記載されていた。

また、出来高、工程の現状等についても関連資料により確認した。使用材料承認願の内容についても、特に重要な指摘すべき事項はなかった。

(2)現場施工状況の調査結果

本工事は、工事施工中であったが、本管部の埋設工事は実施されておらず、主として、新低区の管路の仕切弁および本管部と供給管との接続箇所等の工事状況の確認を行った。

調査結果としては、現場は、概ね計画どおりに施工されており、大きな課題も見受けられなかった。